



自転車に乗る時は、必ず  
ヘルメットをかぶりましょう！

# 阿賀だより

発行者  
阿賀駐在所  
八幡

米子警察署  
ホームページ



## 4月1日から！！

### 自転車の交通違反に青切符導久

道路交通法が一部改正され、令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転者の交通違反に対して「交通反則通告制度」、いわゆる「青切符」が適用されることとなりました。

反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書（青切符）が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

警察では、自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、

- ・ 重大な事故につながるおそれが高い「スマホの画面注視や通話」の違反等をしたとき
- ・ 違反の結果、交通の危険を生じさせたとき
- ・ 2つ以上の違反を同時にして事故の危険が高まっているとき
- ・ 警察官が指導警告をしているのにあえて違反をしたとき

などは検挙の対象となります。

また、自転車の「飲酒運転」や「妨害運転」など特に悪質な違反行為はこれまでどおり刑事罰の対象です。

今一度、交通ルールを守って交通事故防止に努めましょう。

### 春の進級・進学時期は子供の非行や犯罪被害に注意！！

春は進級・進学に伴う、生活環境の変化により、子供たちが夜遅くまで出歩いたり、喫煙や飲酒したりするなど、非行の兆しが出やすい傾向にあります。

また、この時期は、携帯電話を初めて手にする子供たちが増えます。既に利用している場合を含め、使い方を誤ると、子供たちがインターネットを悪用した犯罪の被害者や加害者になる危険性があります。

子供たちが安心して健全な生活を送るためには、家庭だけでなく、地域全体での見守り活動も大切です。

気になることやご心配ごとは、米子警察署または少年相談窓口にご相談ください。  
〈少年相談窓口〉

西部少年サポートセンター TEL 0859-31-1574

ヤングメール [youngmail@pref.tottori.lg.jp](mailto:youngmail@pref.tottori.lg.jp)



# ～警察官・警察行政職員採用試験日程～

試験区分	申込受付期間	第1次試験日	第2次試験日
警察官A(1回目) ※試験区分は2月上旬に決定	3/2(月) ～ 4/10(金)	5/10(日)	6/17(水) ～ 6/19(金)
警察官B(1回目) ※チャレンジコース			(予定)
警察行政職員(大学卒業程度)	3/2(月) ～ 5/14(木)	6/21(日)	7/29(水)  (予定)

- ・ 試験日程は、変更となる場合があります。
- ・ 試験区分、受験資格等の詳細は、鳥取県人事委員会HPや受験案内を御確認ください。
- ・ 受験案内は、申込受付期間前に配布開始予定です。

## ☎チェックポイント

- ・ 「チャレンジコース」は、教養試験ではなくSPI3(基礎能力)試験を実施するので、公務員試験対策が不要です!

- ・ いずれの試験も、鳥取・米子・東京・大阪の会場で第1次試験の受験が可能です!

【問合せ先】鳥取県警察本部警務部警務課人事第二係

採用案内フリーダイヤル 0120-022-712

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/police/>

★LINE公式アカウント、採用係公式Instagramでも情報配信中★



←ホームページはこちら!



←LINE公式アカウントはこちら!



←採用係公式Instagramはこちら!



## ～駐在さんからのお知らせ～



令和8年度第1回の鳥取県警察官及び警察職員の採用試験日程が発表されました。

ここ南部町からも多くの警察官や警察職員の方が採用され、いろいろな分野において大活躍されておられます。受験対象者の方、そしてそのご家族、ご親族の方、是非、採用試験の受験をお考えいただければと思います。



事件事故は、『110番』  
ご相談は、『#9110』へ



令和8年4月1日から 自転車に青切符が適用されます

# 免許はなくてもドライバー ルールを守って責任ある運転を!



**16歳以上**  
が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等 (保持)



反則金  
**12,000円**

信号無視



反則金  
**6,000円**



警察庁 自転車 交通安全

検索 

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って  
つながる笑顔



# 自転車の指導取締りの基本的な考え方



自転車の交通違反を認知した場合、**基本的には、現場での「指導警告」を行います。**ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、**「悪質・危険な違反」**であったときは、**取締りを行います。**

指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。

## 交通反則通告制度とは

「反則行為<sup>\*1</sup>」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符(反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面)が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない(いわゆる「前科」もつかない)制度をいいます。

\*1 反則行為: 道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして定められたもの

### 交通反則通告制度



### 刑事手続



### 反則行為と反則金の一例

12,000円	●携帯電話使用等(保持)
7,000円	●遮断踏切立入り
6,000円	●信号無視 ●安全運転義務違反 ●通行区分違反(逆走, 歩道通行等) ●横断歩行者等妨害等
5,000円	●指定場所一時不停止等 ●無灯火 ●自転車制動装置不良
3,000円	●並進禁止違反 ●軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)

### 自転車運転者講習とは

自転車の運転に関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を反復して行った者に対して、公安委員会が、交通の危険を防止するための講習の受講を命じる制度をいいます。

受講の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金に処せられます。

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止等、携帯電話使用等、通行区分違反等